

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年3月20日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

25千総総第1205号

平成26年3月17日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第8号、平成25年度監査報告第1号、平成25年度監査報告第2号、平成25年度監査報告第9号及び平成25年度監査報告第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロックの設置を適正に行うべきもの[建設局：都賀駅大草町線外特定経路整備工事（都賀工区）、大木戸町土気町線外10歩道段差解消工事]</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく道路の移動等円滑化基準の整備ガイドラインによると、「特定道路等においては、歩道等の横断歩道接続部等に、点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを部分的に設置するものとする。」とされている。</p> <p>また、千葉市内における歩行空間の整備の指針となることを目的として作成された歩行空間整備マニュアルによると、視覚障害者誘導用ブロックの設置の考え方について、「線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する。」とされ、「点状ブロックで、対面方向から、横断歩道を渡ってきた視覚障害者の官民境界にある塀や建物への衝突を防止する。」とされている。</p> <p>しかしながら、都賀駅大草町線外特定経路整備工事（都賀工区）においては、横断歩道接続部に設置した線状ブロックが、横断歩道の中心部を案内していなかった。</p> <p>また、大木戸町土気町線外10歩道段差解消工事においては、対面方向から横断歩道を渡ってきた視覚障害者が、民地にある塀等に衝突することを防止する点状ブロックが設置されていなかった。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの設置については、道路の移動等円滑化基準の整備ガイドライン等に基づき適正に行われた。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置については、平成25年11月5日に土木部長及び道路部長から両部の各所属長に対し文書で通知し、道路の移動等円滑化基準の整備ガイドライン等に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、都賀駅大草町線外特定経路整備工事（都賀工区）については、同年12月に、同ガイドライン等に基づき、横断歩道接続部に設置した線状ブロックが、横断歩道の中心部を案内するよう改修した。</p> <p>また、大木戸町土気町線外10歩道段差解消工事については、同年10月に、同ガイドライン等に基づき、対面方向から横断歩道を渡ってきた視覚障害者が、民地にある塀等に衝突することを防止する点状ブロックを設置した。</p>

<p>イ LED照明灯具の材料費に係る諸経費を適正に積算すべきもの〔建設局：おゆみ野中央778号線外1道路照明灯設置工事、仁戸名町古市場町線道路新設工事（24-1）〕</p> <p>「LED道路照明灯の導入について」（平成23年10月28日付け土木部長通知）によると、新規にLED道路照明灯を設置する場合の設計基準等については、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」を準用するものとされている。これにより、道路照明灯設置工事における、LED照明灯具の材料費に係る諸経費については、共通仮設費を対象外とし、積算することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、LED照明灯具の材料費に係る諸経費に共通仮設費を計上していた。</p> <p>LED照明灯具の材料費に係る諸経費については、通知に基づき適正に積算されたい。</p>	<p>LED照明灯具の材料費に係る諸経費については、平成25年11月5日に土木部長及び道路部長から両部の各所属長に対し文書で通知し、「LED道路照明灯の導入について」に基づき適正に積算するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>ウ 材料の運搬に係る費用を適正に積算すべきもの〔建設局：千葉市立緑が丘中学校防球ネット設置工事〕</p> <p>土木工事積算基準によると、工事を施工するための材料費の設計単価には、原則として、購入場所から現場までの運賃を含むものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、防球ネットを支えるコンクリートポールについて、材料費以外に購入場所から現場までの運賃を別途計上していた。</p> <p>材料の運搬に係る費用については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。</p>	<p>材料の運搬に係る費用については、平成25年11月5日に土木部長及び道路部長から両部の各所属長に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に積算するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア グレーチング蓋の盗難対策を適正に行うべきもの〔建設局：都町163号線外2側溝新設工事〕</p> <p>「グレーチング蓋の仕様について」（平成20年10月29日付け土木部長通知）によると、道路側溝などに設置するグレーチング蓋については、盗難対策として、千葉</p>	<p>グレーチング蓋の盗難対策については、平成25年11月5日に土木部長及び道路部長から両部の各所属長に対し文書で通知し、「グレーチング蓋の仕様について」に基づき適正に行うよ</p>

<p>市の所有であることを明確にするための刻印を側面に施すとともに、グレーチング蓋1枚に対して盗難防止金具を2か所設置することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、新設の道路側溝に設置したグレーチング蓋について、千葉市の所有物であることを明確にするための刻印は施されているものの、盗難防止金具が設置されていなかった。</p> <p>グレーチング蓋の盗難対策については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>う、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、未設置となっていた盗難防止金具については、同通知に基づき、同25年9月に設置した。</p>
---	---